

入札説明書

「 令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務委託 」

令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 1 公告日 令和8年3月3日（火）
- 2 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和8年度
 - (2) 業務名称
令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務
 - (3) 業務内容
仕様書による
 - (4) 業務履行の場所
和歌山市片岡町一丁目3番地
和歌山県議会議員会館
 - (5) 業務期間及び契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 一般競争入札参加者の資格に関する事項
令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務にかかる一般競争入札参加資格申請に関する説明書に規定する入札参加資格を有すること。
- 4 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 入札執行の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁第5会議室（北別館4階）
 - イ 入札日時
令和8年3月18日（水）午前11時から
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より当該一般競争入札参加資格がある旨決定された通知書の写しを持参することとする。
- 5 入札方法
 - (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
 - (2) 入札金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、入札金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
 - (3) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商合（屋号）を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印をしておかなければならない。代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参、提出することとし、入札書には、入札者の氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載の上押印をすること。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (6) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、再度の入札にあつては、この限りでないこと。
- (7) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。なお、郵送及び電信による入札は認めない。
- (8) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。
 - ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県議会事務局総務課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。
 - イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。
 - ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状を提出しなければならない。
 - エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。
 - オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。
 - カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

6 入札の延期又は取り止め

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を、入札場所において入札日の午前10時30分から午前10時45分までの間に納付又は提供しなければならない。

ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

イ 過去2か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

イ (1) のイの場合

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が7の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) 最低制限価格未満の価格による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札の場所及び日時等

(1) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

4の(1)のアに同じ。

イ 開札日時

4の(1)のイに同じ。

(2) 開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、出席者をもって再度入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。
- (2) 次に該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

8の(1)から(7)まで、(11)及び(12)のいずれかに該当する入札

12 その他

(1) 契約の締結と関係予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 入札及び契約の事務を担当する部局

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

ファクシミリ番号 073-441-3559

(3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。